

第六回国会 人事委員会 會議録 第三号

昭和二十四年十一月十八日(金曜日) 午前十時三十五分開議

出席委員

- 委員長 星島二郎君
- 理事 池見 茂隆君 理事 小平 久雄君
- 理事 玉置 實君 理事 藤枝 泉介君
- 理事 吉武 惠市君 理事 赤松 勇君
- 理事 加藤 充君 理事 逢澤 寛君
- 理事 木村 俊夫君

- 池田正之輔君 岡西 明貞君
- 高橋 權六君 松澤 兼人君
- 土橋 一吉君

- 出席國務大臣 運輸大臣 大屋 晋三君
- 出席政府委員 人事院總裁 淺井 清君

- (法制局長) 岡部 史郎君
- 人事院事務官 (給與局長) 瀧本 忠男君
- 人事院事務官 瀧本 忠男君
- 委員外の出席者 専門員 安倍 三郎君
- 専門員 中御門經民君

十一月十七日 生郷村の勤務地手当地域給を乙地域に引上げの請願(佐々木盛雄君紹介)(第六七五号)

政令第二百六十四号の一部改正に関する請願(河田賢治君外二名紹介)(第七一〇号)

同(中原健次君紹介)(第七二二号)の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

政府職員の新給與実施に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第一類第二号 人事委員会會議録第三号 昭和二十四年十一月十八日

第一号)

国家公務員の職階制に関する法律案

(内閣提出第二九号)

特別職の職員に關する法律案(内閣提出第一八号)(予)

○星島委員長 これより人事委員会を開会いたします。

本日は政府職員の新給與実施に関する法律の一部を改正する法律案、特別職の職員に關する法律案、国家公務員の職階制に關する法律案の三件を一括議題とし質疑に入ります。質疑は慣例により通告順によつてこれを許します。赤松勇君。

○赤松委員 本日は私が要求しておきました政府側の御出席がございませぬ。本日参議院におきまして本會議が開かれておりますし、また閣議もたゞいま行われておるといふこととございまして、はなはだ遺憾でございます。政府に対する質問は追つて各關係大臣が御出席された後において、質問をするといひまして、まず人事院總裁に對しまして御質問したいと思ふのであります。国家公務員法第二十八條によれば、この法律に基いて定められる給與、勤務時間その他勤務條件に關する基礎事項は、国会により社會一般の情勢に適應するように、隨時これを變更することができる。その變更に關しては、人事院においてこれを勧告することを怠つてはならない。

人事院は、毎年、少くとも一回、俸給表が適當であるかどうかについて国会及び内閣に同時に報告しなければならぬ。給與を決定する諸條件の變化により、俸給表に定める給與を百分の五以上増減する必要があると認められるときは、人事院は、その報告にあわせて、国会及び内閣に適當な勧告をしなければならぬ。かように法律の上では規定されておるのでございませぬ。そこで人事院總裁にお尋ねしたいことは、給與を決定する諸條件の變化により、百分の五以上増減する必要があると認められる昭和二十四年度の時期は、一体いつごろであつたかといふことについて、お尋ねしてみたいと思ふのでございませぬ。

○淺井政府委員 昨日本會議で水谷さんの御質問に對してお答え申しました通り、人事院はこの二十八條を誠実に履行いたしますために、常に調査を續けて参つたのでございませぬが、最近の諸物価の示しますところの数字によりまして、この二十八條にきめましたところの諸條件に變化があつたもの、このように考えております。

○赤松委員 私のお尋ねしておりますのは、その變化の時期というものが、たとえば物価指數等に現われます變化の時期といふものが、昭和二十四年度におきましては、一体いつごろであつたのであるかといふことをお尋ねしておりますのでございませぬ。

○淺井政府委員 それは最近の数字がいつのものを利用し得るか、こういうことになるのでございませぬが、この前の勧告は昨年七月の数字によつておるのであります。今年はやはり七月を

基準としておる。かように考えております。

○赤松委員 七月を基準として勧告の必要があるという時期であるという御答弁でございませぬが、しからばここに法律に規定されます政府職員の生計費が百分の五以上に七月に上つたのである。こういうふうにお考えになるのでございませぬか。

○淺井政府委員 その通りでございませぬ。

○赤松委員 しからばこの法律にも、「その變更に關しては、人事院はこれを勧告することを怠つてはならない。」かように規定されておるのでございませぬ。現にたゞいまは十一月でございませぬ、しかも二十四年度補正予算はすでに国会に提出されておるのでございませぬ。人事院はなぜこの補正予算に織り込むことを考えて勧告しなかつたのであるか。これは明らかに人事院がその義務を怠つたものであると言わざるを得ないのでございませぬ。この点につきまして人事院總裁の御見解をただしてみたいと思ひます。

○淺井政府委員 ちよつとそこで七月という数字がいつ発表されるかといふことについて、御了解を願ひたいと思ひます。なるほど七月におきまして、ここにきめました條件のように物価は上つておると思ひますけれども、七月の数字は七月に出るものではないといふことは、統計を御承知でございませぬ。統計をおわかりかと思ひます。おそらく私は九月末もしくは十月

の初めになりませんと、七月の数字は集計され発表されないのでございませぬから、七月に上つたからその瞬間に、すぐ勧告の職務が生じたとお認めになりますのは、私は少しく酷だと思つております。人事院はこの七月の数字を利用して得るようになりまして以来、鋭意それに基づいて調査を始め、結論を急いだのでございませぬから、その間どうも御承知を願ひます。

それから補正予算との關係云々をお尋ねになりましたけれども、これは人事院の建前といたしまして、予算に對して口出しをすることはできないことになつておるといふことは、御承知のはずでございませぬ。人事院といたしましては一体どの程度が適正な給與であるといふことを勧告いたしますので、予算の編成権は内閣にございませぬ、その決定権は国会にあるといふことは、これはもう憲法の條章に照らしても明らかでございます。また一方から見ましても、その補正予算とか予算に關係なくして勧告をしてもよろしいといふことにも、反対の方から見れば言えませぬので、人事院といたしましては、この予算といふことに決して關係しませぬ、勧告すべきものは勧告いたします。このよう態度をとつてお内閣におまかせしておる。こういう形でございませぬ。

○赤松委員 予算編成権が政府にあることは、もと／＼承知しておるのでございませう。昨年の十二月の給與ベース改訂の際におきまして、人事院は勧告のしつばなしであつた。しかも国会には予算編成権はございませぬ。われわれ議員は立法の任が與えられておるのでございませう。しかしながら現在の人事院と政府との關係が、きわめて不合理な關係にあるのでございませう。従つて議員が政府を、あるいはまた議員が人事院を、その権限以上に補佐しなければならぬような事態が、昨年の暮生れたことは、淺井人事院總裁御承知の通りでございませう。たとえて申しますならば、二百六十億の予算をわれわれ自身がこれを探して、その予算をもつて六三ベースの法律案を、国会で通過させたことは、總裁御承知の通りでございませう。従いまして、本来の抽象的な議論から申しますならば、人事院は勧告することだけでその義務が果されておる。議員はまた立法の任がございませう。ただ立法をさすればいいということが、通常の建前でございませう。現在の情勢はそういうわけには参りませぬ。少くとも人事院は勧告する以上は、その勧告が諸般の情勢に照応して実現し得るような、きわめて深い考慮の上になされなければならぬのでございませう。この点は淺井人事院總裁は、單に抽象的なそういう議論で、こういう重大な政治的な意味を含む問題を簡單に與施されるということとは、はなはだわれ／＼の了解に苦しむところでございます。

そこで重ねてお尋ねしたいことは、一体人事院はいつごろこの勧告案を出すのであつか、私どもは補正予算前に勧告案が出されて、その人事院の勧告案の内容を見まして、私どもが支持すべき内容のものでありますならば、これを大いに支持いたしまして、補正予算の中に織り込んで行きたい、かように考へておつたのでございませう。補正予算提出はすでに行われまして間に合はない。これから勧告をされませう場合には、新たに追加予算の中でそれを見て行くか、あるいは二十五年度予算でそれを見て行くかということになるのでございませう。二十五年度予算でそれを見たいということになりますならば、少くとも来年三月までは現在の政府職員賃金ベースは、くぎづけになつてしまつたのでございませう。政府職員に対する人事院のそういう義務が、正しく果されるということわれ／＼は期待できない。どうしても私どもはいたしましては、この際一日も早く人事院が、その課せられておるところの義務を果すために、明確に勧告案の提案の時期を明示していただく。これは單にわれ／＼の要求ではございませぬ。当然人事院總裁、人事官としてこれをやらなければならぬところの義務があると思つたのでございませう。その勧告の時期ははたしていつごろになるかということ、明確にお答え願ひたいと思つたのでございませう。

御盡力をくださいましたように、衆議院の議員各位が御盡力くださることをごまづお願ひする次第でございませう。それから一体いつ勧告するのだ、予算との關係があるのだという仰せでございませう。ここでちよつと御説明を申し上げておきたいことがございませう。それは勧告と報告と、こう二つ二十八條に書いてあるものでございませう。給與が適正であるかどうかという報告を、一年以内になければならぬということを書いてございませう。そしてその際に勧告すべきものと認めました際にはあわせて勧告をする。勧告と報告と二つ書いてあることは御承知の通りでございませう。そこで問題は一年ということをごまづ、はかつかつてやるかという問題でございませう。結局いつまでに報告をするかというところは、一年の終りをどで切るかということ、しりが抑えられて来るかということになるわけでありませう。そこで一年と申しますにはいろいろ議論の立て方もございませう。この二十八條がいつ施行されたかという点を基準といたしまして、昨年の十二月三日でありますから、本年の十二月三日までに報告をしなければならぬということに相なります。次にこの前に国会に勧告をいたしましたのは、二度にわたつておられますが、法律案をつけて正式に勧告をいたしましたのは、十二月十日と承知をいたしておられます。これを基準といたしまして本年の十二月十日までに報告しなければならぬというところに相なります。それからまた本年の十二月三十一日ということになりますし、また人事院規則によりまして、この二

○淺井政府委員 赤松さんにお言葉を返して、はなはだ失礼なものでございませうけれども、われ／＼議員は立法だけだと仰せられましたが、予算に関する議員各位の持つておられます権限は、まことに大きなものだと思つておりますので、人事院が勧告をいたしました際には、ぜひ予算の点についても昨年

十八條が施行せられたのはいつかと申しますれば、本年の一月八日でございますからして、本年の一月八日ということになります。この報告は結局結論といたしましては、今の給與は高くもな、低くもないという報告に相なりますが、今の給與は高過ぎるという報告になりますか、今の給與は低く過ぎるという報告になるかと思つたのでありますが、私どものただいままでの調査では、今の給與は低く過ぎるという結論しか出ないだらうと思つた。そういうことを認めながら、なぜ勧告しないのかということに相なりますからして、もしも低過ぎるということに相なりますれば、同時に勧告する義務が生ずることは申すまでもございませぬ。そこでいつまでに勧告するかというしりを押えますれば、ただいま申しましたようなところに相なる。かように御了承願ひたいと思つた。

○赤松委員 いつも誠意のある淺井さんに似合はぬ、何かへんなことつけのような答弁であります。先般來あなたはしばしば／＼本会議で、勧告をいたしますというのを明確におつしやつてゐるのである。従つてその日にちの、たとえば今あなたのおつしやつた人事院規則や、あるいは法律施行期日や、そういうことを私はお聞きしてゐるのではございませぬ。われ／＼といたしましては、また一般勤勞者といつたしまし、勧告される時期はいつになるかということ、非常な期待も、かつ望んでゐるわけでありませう。そういう意味であなたに御質問しておるのでございませう。はなはだどうもただいま

の御答弁は誠意を欠いておると、私かように思つております。重ねてもう一度あなたからそういう枝葉末節にとられることなく、大体いつごろに勧告案を出すかということ、この際あらためて明確にお答え願ひたいと思つた。

○淺井政府委員 私が年月日を並べましたのは、最も誠意を持つて申し上げたつもりでありまして、決して不誠意な意味ではございませぬ。しかし、私どもといたしましては、一日も早くこの勧告を出したいという気持は、ただいま申し上げましたこの年月日にかかわらず、十分持つておるといふことは、私が昨日本会議におきまして、はつきり勧告をいたすということをお申し上げたことによつて、御了承願ひたいと思つたのであります。ただ今日ただいまで勧告いたしておりますのは、なお解決すべき少しの問題が残されておりました。これが解決をいたしますれば、ただいまに勧告をいたしたい。かように存じておるのであります。それを何月何日にいたしますかというお尋ねは、少しごむりのように存じております。

○赤松委員 先般増田官房長官は生計費の問題につきまして、いわゆる十二月に六・三ベースの法律案が出た。しかしこれは嚴密に言へば、やはり六・三ベースの法律案ではなく、いわゆる五千三百円を基準にしたものである。こういうことを言つておられました。大体四月から六三ベースは與施されたものであるということ、ある方面で言われているということ、われ／＼は聞いておるのであります。そこで人事院總裁にお尋ねしたいのは、昨年の

○赤松委員 先般増田官房長官は生計費の問題につきまして、いわゆる十二月に六・三ベースの法律案が出た。しかしこれは嚴密に言へば、やはり六・三ベースの法律案ではなく、いわゆる五千三百円を基準にしたものである。こういうことを言つておられました。大体四月から六三ベースは與施されたものであるということ、ある方面で言われているということ、われ／＼は聞いておるのであります。そこで人事院總裁にお尋ねしたいのは、昨年の

七月の物価指数を大體基礎に、六三ベ
ースの勧告案が生まれたのではない
か。こう了解しているのではありません
が、これは後に政府側に質問するため
に人事院総裁に一応お尋ねしておきた
いと思うのでございます。この点はい
かがでございませうか。

○浅井政府委員 お示しの通りであり
ます。そこで申し上げたいのでござい
ます。四月に初めて六三ベースになつたとい
うようなお話は、いまだかつて承つた
ことはございません。しかしながら官
房長官の申されたことと離れまし
て、いつ六三ベースになつていたかと
いうことについて申し上げたいと思
うのでございますが、御承知のようにた
だいまの六三ベースは、例の給與法第
一條に基いてなつておるのでございま
す。この給與法は昭和二十四年一月一
日から施行するということになつてお
ります。この法律に定める俸給、扶養
手当、勤務地手当及び特殊勤務手当の
支給に關します規定は、職員に利益を
與えますために、昭和二十三年十二
月一日からこれを施行する。つまり本年
一月一日におきましてこの六三ベース
というものがなければならぬ。このよ
うなことに相なるのでございます。そ
こで人事院といたしましては、これに
関心を持ちまして、今年三月に公開
調査をいたしておるのでございます。
このとき出席せられました大蔵省の
今井給與局長が、これについて宣誓を
して証言をせられておるのでございま
す。これを速記録について申し上げますと
私は今井氏に對しまして、「この法律に
おける月額六千三百七円とするとい

のは、いつ現在において六千三百七円
とするに、給與本部は御了解にな
つておるのか、この点についてお伺い
したい。」かように申したのでございま
す。そういたしますと今井証人は、「い
つ現在という意味ではなくして、不斷
に六千三百七円という基準を維持して
行くもの、さうして了解しておる。」と
いう答弁がありました。ついで、「しか
らば昭和二十三年十一月一日現在にお
いて、六千三百七円ベースを確立して
おるものと御了解になるか。」とお尋ね
申し上げたところ、「さつき申し上げた
通り、不斷という意味でございませう
か。特定の日にちを選びました場合に
おいても、さうして解釈するものと考
えます。」このような御答弁があつたの
でございませう。そこで重ねて、「しから
ば昭和二十三年十一月一日現在におい
て、六千三百七円ベースになつておる
ということ、御承認になりますか。」
と申しますと、今井給與局長は、「承認
いたします。」このような御答弁があつ
たのでございませう。そこで官房長官は、
今年四月に初めて六三ベースになつた
というふうなことを言われたと伝えら
れておりますが、この公開審理におい
て宣誓された証言によりまして、さ
うにはなつておりません。昨年の十二
月一日において法律に規定いたしまし
た通り、六千三百七円ベースになつて
おるものと了解いたしております。ま
たこの公開審理におきまして、運輸省
の方面、つまりたゞいまの国鉄をも含
みまする運輸省の小林氏、すなわち鉄
道總局の職員局長の小林氏が、やはり
宣誓をして証言をせられたのでござ
います。これによりまして、俸給につ
いては一般の給別表によりまして、現業

全員を平均して四千八百六十九円、そ
れから扶養手当につきましては、全部
平均して月八百四十九円、それから勤
務地手当七百八十九円、特殊勤務手当
については、これは實際の調査がして
ないさうでございまして、推定の数字
で四十三円八十七銭、それらを合計し
たしまして六千五百五十一円五十三
銭、すなわち六三ベースより若干上ま
つた数字になつておるものという証
言がございました。赤松さんの何かの
御参考になると思ひます。

○赤松委員 先般吉田総理は、政府職
員に對しましてベースの改訂を行わな
いで、それにかわる年末賞與を出すとい
うようなことを言われておるのでござ
います。これはわが党の松沢委員が
本会議におきまして党を代表いたしま
して質問をいたしました際に浅井人事
院総裁に御答弁をお願いしたのでござ
います。その際それが十分総裁の耳
に入らなかつたのか、御答弁をいた
だくことができませんでした。吉田総理
が年末賞與を出すということを言つて
おるといたしますならば、一体どうい
う手続において、またどういふ形にお
いてそれが可能であるか、人事院総裁
といたしましてどうお考えになつてお
るか、御見解をたゞしたいと思ひます。

○浅井政府委員 私並びに人事院とい
たしましては、総理大臣または内閣か
ら年末賞與を出すというふうなお話を
承つたことは全然ないのでございま
す。そこでそのような仮定を基礎とし
てお話を申し上げるわけに行かぬので
ございませう。結局それを離れまして
申し上げますが、法律に基かずして
は、これを出すことはできないことにな

つておるのでありまして、もしこれを
出しました場合には、給與法による罰
則の適用を受けることに相なります。
そこでただいま申しました年末賞與と
いうようなものを出さうといたします
するならば、これは法律の改正を必要と
するんじゃないか。かように考えてお
ります。

○赤松委員 そこで明白になりました
ことは、年末賞與を出す法的根拠はな
いということでございます。
それからもう一つは伝えられること
ろによれば、年末賞與を出すという問
題は、ある方面によつて不可能になつ
たということを、私聞き及んでおるの
でございませう。それにかわる方法と
いたしまして、たとえば交通手当と
か、超過勤務手当とかいふような形
で出すという話も聞いておるのでござ
います。さういふことは可能でござ
いませうか、いかがでございませう
。

○浅井政府委員 ある方面というのは
どういふことでございませうか、了解し
たしかねますが、一体日本の給與制度
というものを、終戦後多くの人が多
くの努力を費して、漸次科学化して
参つたのでございませう。さういたしま
して、その一番の目的といたしますと
ころは、年末賞與でございませうとか、
俸給の繰上げ支給でありますとかい
ふような、偶然的な給與及びその支給の
方法というものを改めるといふこと
が、その努力の一つであつたと考えて
おります。その意味におきまして正し
い給與体系から申しますれば、このよ
うな一時的なものを出すといふこと
は、どうも賛成いたしかねます。私は
公務員諸君がよき待遇を受けるとい

ことは、もとより賛成でございませう
けれども、それはあくまでも給與の本筋
で行くべきだと思つております。こと
にベースを上げないから年末賞與を出
さうといふことは、どうもつり合ひが
とれないように考えておる次第でござ
います。

それからまた交通手当というよう
なことを仰せられました。私これも法
律の改正を要するのじゃないかと思
ひますが、なお研究してお答えをいた
します。

○赤松委員 きよらは人事院総裁が
からのつびきならぬ用事があるさ
うでございまして、私またあらためま
して、さらに詳細な点につきましてお尋
ねしたいと思ひます。

なお第三国会におきまして、私はこ
ういふ質問をしておいたのでございま
す。第七十八條中、勤務実績がよく
な場合には、七十二條の矯正方法によ
つてこれをきめるといふ御説明があつ
たのでございませうが、第三号の「その
他の官職に必要な適格性を欠く場
合」このいふような抽象的ないふ
規定で、勝手にどん／＼免職される
といふことは、非常に政府職員が不安
を感ずると思ひます。一体「その官職に必
要な適格性を欠く」といふのは、具
体的にはどういふ場合を指しているの
か、明らかにしていただきたい。これ
に對しまして、岡部政府委員は、「実は
これにつきまして詳しく申し上げたわ
けでございまして、こゝういふ條項が主
観的な上司の意向によつて濫用され
ないやうにしようが、私どもの念願で
ございまして、今後の公務員制度を貫
く原則でなければならぬわけでありま
す。さてその評定制度を嚴格に実行い

は、どうも賛成いたしかねます。私は
公務員諸君がよき待遇を受けるとい

は、どうも賛成いたしかねます。私は
公務員諸君がよき待遇を受けるとい

は、どうも賛成いたしかねます。私は
公務員諸君がよき待遇を受けるとい

は、どうも賛成いたしかねます。私は
公務員諸君がよき待遇を受けるとい

は、どうも賛成いたしかねます。私は
公務員諸君がよき待遇を受けるとい

たしまして、その評定制度に現われて初めて適格性を欠くか欠かないかという事を判定し得るようになりたいと思ふのであります。どういふのが適格性を欠くかということについては、それぞれの職種に應じなければならぬわけでありまして、その職種の種類によりまして、いろいろ違つて来ると思つております。その際重ねて私は、たとえ昨日配付になつた政治行為に關する人事院の規則の私案の中でも、政党その他の政治的団体の運営に影響を及ぼすような役割をなすこと、というふうな抽象的な規定がある。こういうこともいゆる評定法の中の最も重要な要素の一つになるのであつて、従つてこういうきめ方で評定をされるということには、どうもわれ／＼賛成しがたいのであります。こういふ質問をいたしまして、最後に岡部政府委員は、その意に反して職員が不利益な処分を受けたい場合におきましては、これが救済をはかるわけでありまして、この制度をうまく動かすために、人事院というものには、ほかの官庁に見られない特別な組織を設けよう、これによつていわば一種の公平な立場において、裁判的な機能も行わせよう、こういう機能があるから、人事院が準司法的機関と言われるわけでありまして、この制度を活用することによりまして、公務員の不当なる裁量、意に反する処分に対する擁護をいたしたいというのが、この趣旨でございます。こういふ答弁をいたしておるのでございます。ところが法律が実施されて以来、全国的に現われておりますいろいろの現象を見ますと、実は岡部政府委員のきわめて善良な主観的な意図にもかか

わらず、客観的には非常に不当な首切りが行われておる。たとえば行政整理にこれを悪用いたしまして、そうして国家公務員法の規定する不適格者だということでも、現に全国医療労働組合におきまして、あるいはその他の組合におきまして、非常に不当な解雇が行われておる。これに対して人事院としては一体どう考へるか。もう一つは、この公務員を保護するために、いわゆる公平委員会というふうなものを設けて、これを準司法的機関として活用するということを言つておられるのでございますが、一体今まで公平委員会に訴願して参りました訴願の数、さらにその訴願に基いて、公平委員会を取扱つた数その結果、そういう点につきまして概略でけつこうでございますから、承りたい。このことが人事院がいかに合理的にかつ科学的に、政府職員を保護しておるかということの立証にもなるのでございまして、ぜひ御答弁を得たいと思つてござい

ましようか。具体的事実の問題になつて来るものと思つております。それから行政整理に關して、国家公務員法を悪用しておるといふお尋ねでございますが、この定員法におきましては、人事院に対する訴願——救済手段というものを排除いたしておるのでございまして、人事院といたしましては、これを取扱うことはその方面からできないのであります。しかしながら、現に人事院にも訴願をして参つておりますし、これを人事院としては誠意を持つて取扱つております。その数字について仰せがありました、ただいまここに關係者が来ておりましたが、本日中に数字を明確にいたしまして、お手元に差出せようと思つております。

○赤松委員 誠意を持つてやつていただくことはたいへんけつこうでございますが、現状から見まして、決して誠意あるやり方をしておらないように考へますので、ぜひひとつ公平委員会におきまして取扱われました、また訴願して参りました状況につきまして、詳しく御報告をお願いしたいと思つてあります。

なほもう一点お尋ねしたいと思つて、松沢委員が、選挙権行使以外の政治活動ができないという事を人事院規則で定めることは、人事院規則というものが法律的には、場合によつて憲法をしのぐ非常に大きな権限を待つ、こういうことはあらかじめ百二條なら百二條の中において、どういふ政治的な活動をしてはならないかということ

はなくて、この改正のための審議の御参考のときに、その当時持っていたところの腹案を示せ、かように了解をしているつもりでございます。本会議における私の答弁も、さような意味でいたしたように記憶いたしております。

○赤松委員 私は速記録を見ながら言っておりますのでございまして、何も解釈の相違ではないと思っております。あなたもちゃんと速記録に「人間の参政権に関する重大規定であることはごく同感でございます。そこで当方といたしましては、すみやかにこの人事院規則の内容をこの委員会に提出してごらんを願いたいと思つてゐる次第でございます。」

○赤松委員 これは根本問題で、さつき土橋君も申しましたように、基本的な人権のごとかが問題でございまして、このことはさらにもつと論議しなければならぬのでございまして、ただ私は総裁がこれは人事院規則でもつて十分できるのだ。しかもあの昨年の暮に改正した国家公務員法の百二條によつて、十分できるのだというのを本会議でおつしやつて、――まあその通りでございます。法律の建前はそれでございまして、その当時の委員会のあなたへの希望といたしましては、一応重大なものであるから、ぜひ委員会の方へそれを示して十分の了解を得てやつてもらいたいという希望があつたのでございまして、その希望をあなたは全然無視されて、勝手にお出しになつた。そして本会議において、これは人事院が人事院規則に基いて勝手にやれる。国家公務員法に規定してあるんじゃないかと、こうおきめつけになりますから、われ／＼としても黙つておられないのでありまして、あ

際にもしあなたに一片の誠意があれば、私は法律の建前がどうあろうとも、前の委員会においては、こういう御答弁をいただいているのでございまして、少くとも星島委員長に人事委員会の招集を要求されて、その人事委員会に人事院規則の原案をお示しくださいます。一応了解を得るようになさるか、かように考えるのでございまして、なお松沢氏の質問もございまして、し、もつと詳細にいろ／＼な点でお尋ねしたいと思つてゐるが、私一人あまり時間をとりまはすのは恐縮でございまして、私の質問はこれで終ります。なお質問を留保しておきますから、そのつもりで……。

○星島委員長 松沢君。○松澤委員 大体赤松君の質問で盡きているかと思つておりますが、また別の観点からお伺いしたいこともあります。第一に給與の改訂の問題であります。大体その時期は赤松君との質問に答へてやや明確になりました。しかしこの二十八條の解釈であります。一年一回すれば義務が果せる、こゝういふふうにおつしやつていらつしやいます。なるほど報告はそれでありますが、しかし給與が百分の五以上増減した場合に、当然報告しなければならぬ。しかも給與が百分の五以上増減した時期というものは、大体本年の七月においてそなつてゐる。こゝういふふうには総裁は答へになつてゐるのであります。そうしますと今日まで非常に長い期間かかつておるのであります。たとい七月の資料が八月に利用されない、あるいは九月に利用され

ないといつたとしても、人事院は政府職員の給與が物価と関係して、こゝういふふうには影響されておられるかといふことを、絶えず気をつけておられなければならぬ。七月以前においては、すでに百分の五以上の増減があつたものと考へてゐるのであります。七月にならなければその増減はなかつたものと、人事院はお考へになつて、七月の資料によつて七月後の勧告の用意をしてゐるとおつしやつてゐるのであります。しかし私どもはそれ以前にすでに百分の五以上の増減があつた。そうすればたと一年経たなくても、当然勧告される義務は、そこに生じて来るというのでありまして、この場合におきましては、むしろ報告に添えて勧告を出すというところではなくて、勧告する義務が生じて来たので、それにあわせて勧告を一年に一回以上出さなければならぬ義務が当然に生じて来る。これをやらぬことは人事院の怠慢である。こゝういふふうには私考へてゐるのであります。必要が生じたのが七月であるか、七月以前であるかといふことについて、御説明を願ひたいのであります。

○浅井政府委員 人事院といたしましては、常にこの給與の調査をいたしておることは当然のことでございます。七月といふことを申し上げましたが、この七月の数字が利用せられるのは九月の終りごろであらうと思つてゐるから、どういたしましてこの二箇月のずれといふことは、どこをとつてもしかならないと思つております。それからまた御質問の御論旨を推し進めますれば、ひんびんとして勧告を

いたさなければならぬといふことになりません。それは公務員を保護する立場から見れば、もつともなことでございまして、同時にこの勧告はただちに予算上の措置、また立法上の措置を要することでございますから、さういふにひんびんとして勧告をいたすというところは、かりに人事院がその点に關係がないといつたとしても、それは實際においては不可能なことに相なるのでございまして、そのように勧告をたび／＼いたすといふことは、いたしかねるのでございまして。

○松澤委員 大体この二十八條の規定は、これはスライド制度だと思つてあります。自然に民間側の給與、あるいはまた物価等の変動にスライドするといふ趣旨によつてこの規定ができた。それでありまして、絶えず物価との関連において給與が安いか高いかといふことを決定し、かつまた勧告することには人事院の職責である。こゝう考へてゐるのであります。さらに合理的であるいは科学的にこの兩者の關係が計算されるならば、別にむずかしい勧告等の方法をとらなくとも、当然できるような手続が将来はできると思つてゐるのであります。しかし現在のところはさういふ科学的な根拠はないから、かりに人事院といふ科学的あるいは合理的な人事管理をやつておる機関が、勧告をするといふことになつておるのでありますから、ただいまも物価との関連において絶えず注意をして、政府に勧告をするといふことになれば、一年に何回でもしなければならぬ。こゝういふふうには言われない。それは当然でありまして、何回でもしなければならぬわけでありまして、さういふ意味でなければ

ないといつたとしても、人事院は政府職員の給與が物価と關係して、こゝういふふうには影響されておられるかといふことを、絶えず気をつけておられなければならぬ。七月以前においては、すでに百分の五以上の増減があつたものと考へてゐるのであります。七月にならなければその増減はなかつたものと、人事院はお考へになつて、七月の資料によつて七月後の勧告の用意をしてゐるとおつしやつてゐるのであります。しかし私どもはそれ以前にすでに百分の五以上の増減があつた。そうすればたと一年経たなくても、当然勧告される義務は、そこに生じて来るというのでありまして、この場合におきましては、むしろ報告に添えて勧告を出すというところではなくて、勧告する義務が生じて来たので、それにあわせて勧告を一年に一回以上出さなければならぬ義務が当然に生じて来る。これをやらぬことは人事院の怠慢である。こゝういふふうには私考へてゐるのであります。必要が生じたのが七月であるか、七月以前であるかといふことについて、御説明を願ひたいのであります。

○浅井政府委員 人事院といたしましては、常にこの給與の調査をいたしておることは当然のことでございます。七月といふことを申し上げましたが、この七月の数字が利用せられるのは九月の終りごろであらうと思つてゐるから、どういたしましてこの二箇月のずれといふことは、どこをとつてもしかならないと思つております。それからまた御質問の御論旨を推し進めますれば、ひんびんとして勧告を

いたさなければならぬといふことになりません。それは公務員を保護する立場から見れば、もつともなことでございまして、同時にこの勧告はただちに予算上の措置、また立法上の措置を要することでございますから、さういふにひんびんとして勧告をいたすというところは、かりに人事院がその点に關係がないといつたとしても、それは實際においては不可能なことに相なるのでございまして、そのように勧告をたび／＼いたすといふことは、いたしかねるのでございまして。

○松澤委員 大体この二十八條の規定は、これはスライド制度だと思つてあります。自然に民間側の給與、あるいはまた物価等の変動にスライドするといふ趣旨によつてこの規定ができた。それでありまして、絶えず物価との関連において給與が安いか高いかといふことを決定し、かつまた勧告することには人事院の職責である。こゝう考へてゐるのであります。さらに合理的であるいは科学的にこの兩者の關係が計算されるならば、別にむずかしい勧告等の方法をとらなくとも、当然できるような手続が将来はできると思つてゐるのであります。しかし現在のところはさういふ科学的な根拠はないから、かりに人事院といふ科学的あるいは合理的な人事管理をやつておる機関が、勧告をするといふことになつておるのでありますから、ただいまも物価との関連において絶えず注意をして、政府に勧告をするといふことになれば、一年に何回でもしなければならぬ。こゝういふふうには言われない。それは当然でありまして、何回でもしなければならぬわけでありまして、さういふ意味でなければ

ないといつたとしても、人事院は政府職員の給與が物価と關係して、こゝういふふうには影響されておられるかといふことを、絶えず気をつけておられなければならぬ。七月以前においては、すでに百分の五以上の増減があつたものと考へてゐるのであります。七月にならなければその増減はなかつたものと、人事院はお考へになつて、七月の資料によつて七月後の勧告の用意をしてゐるとおつしやつてゐるのであります。しかし私どもはそれ以前にすでに百分の五以上の増減があつた。そうすればたと一年経たなくても、当然勧告される義務は、そこに生じて来るというのでありまして、この場合におきましては、むしろ報告に添えて勧告を出すというところではなくて、勧告する義務が生じて来たので、それにあわせて勧告を一年に一回以上出さなければならぬ義務が当然に生じて来る。これをやらぬことは人事院の怠慢である。こゝういふふうには私考へてゐるのであります。必要が生じたのが七月であるか、七月以前であるかといふことについて、御説明を願ひたいのであります。

二十八條の情勢適応の原則というものは、何の意味もないのであります。しかも浅井総裁は、先ほどは予算の關係はない。こう言つておられるのでありますから、予算上の考慮をされない立場にある人事院としましては、当然物価が上昇し、百分の五以上給與を増減しなければならなくなつたその時期においては、勧告をされればいいわけですが、ですからだいま申されましたが、もし人事院の方針であるとしたしますならば、物価が上昇して来れば、一年に何回も勧告しなければならぬ。そういうものでないとお考えになつていらつしやるのが、人事院のお考えであるとするならば、私は承服しかねるのであります。その点を明らかにしてこれはスライド制をとつてい

るのである。絶えず民間及び物価の關係を考慮して、百分の五以上給與が増減するよな立場になつたら、これは勧告しなければならぬということをはつきりとしていたかなければならぬのであります。

○浅井政府委員 スライド制ということを抑せられましたが、これはいわゆるスライド制ではないと私どもは考へております。この国家公務員の給與に關しまして、いわゆるスライド制をとるといふことは憲法に違反する。つまり国会の予算審議権に違反するものと思ひますから、民間会社でやつておられますよなスライド制ではないと思つております。ただしそのスライド制という意味が、物価の変動に依じて給與を調整して行くという方針を立てたものという意味ならば、それでもけっこうでございます。しかしながら民間のスライド制のように、自動的に給

與が上つて行くことは、法律と予算とによつて縛られております。このころ、国家公務員の給與についてはできないことでございます。人事院は一年に何回でも勧告せよという仰せでございますが、ただいま私が予算について申しましたのは、決して人事院が予算に対して關係を持つて勧告を躊躇しておるといふ意味ではございませぬ。ただその結果について申し上げただけにすぎないのでございませぬから、その点御懸念のないように願ひたいと存じます。

○松澤委員 ただいま二十八條はスライド制ではないとお話でありました。これがスライド制であれば憲法違反であるというその根拠は、どういふところから来るのでございませぬか。

○浅井政府委員 民間のスライド制は、ただちに自動的に動いて行くように存じております。ところがこれがスライド制であるといふとすれば、国会の予算審議権といふものと離れて、自動的に賃金が上つて行く、このように相なりますれば、それは憲法の條章に違反いたします。人事院が勧告をいたしましたも、内閣において予算を編成せず、国会がこれを御否認になりなれば、これは実現しないということになつておりますので、民間のスライド制とはいささか違つておる。精神は同じでございませぬけれども、いわゆるスライド制ではないということ、この意味で申し上げたつもりでございます。

してやれということをやつておるのじやないのであります。どこまでもこれは勧告でありまして、人事院が予算を編成すれば、あるいは憲法違反になるかもしれない。そういうことを言つておるのではなくて、百分の五以上増減があつたぞというだけのことを、勧告すればいいのであります。勧告して、それが実現されなければなんにもならないとお話は、これまででもそうです。昨年の十二月でも、結局予算上の措置をしたのは、われ／＼が一生懸命考へてやつたことであり、政府は五千三百円というベースを出しておる。従つて政府が五千三百円を出し、人事院の勧告によつて六千三百七円ベースになつた。これは人事院としては、少しも予算上の措置も何にもしておらない。でありますから、予算上の措置を私はあなたに要望しているのでも何でもないであります。でありますから、私は年に二回、三回、あるいは四回勧告されても、これは決して憲法違反ではないと思ひますが、いかがでございますか。

○浅井政府委員 私は、これが民間のスライド制という意味ならば、憲法に違反すると申したので、人事院が何回でも勧告することが憲法違反だとは申した覚えはございませぬ。ただ要するに非常に大きな、人間の給與に關する問題でございませぬから、事実上調査にも非常な時間をとりませぬので、そのようにひんびんと勧告ができるものと思つておられません。但し松澤さんの御質疑の中に、人事院がこの義務を怠つておるかのごとき印象を受けるのは、はなはだ私は遺憾であります。この点は、人事院として、誠意をもつて勧告するといふ態度には少しも

相違はありませぬ。

○松澤委員 人事院は少しも怠慢でないとおつしやるのであります。われわれから見れば、当然これは怠慢だと思ふのであります。なぜかと言へば、百分の五以上給與を増減しなければならぬという時期がすでに來ておる。その時期がいつであるかということ、私お尋ねしておつたのであります。七月から七月まで勧告を怠つておる。七月から今日まで勧告を怠つておる。七月からは怠慢であると思ふ。われ／＼から言へば、すでに私は今年の三月ごろに百分の五以上、あるいは四月に百分の五以上、給與を増減する時期が到達していたと思ふのであります。百分の五以上その増減をしなければならぬ時期が、いつであつたかということをもう一応お尋ねいたします。

○浅井政府委員 いつ上つたかとお尋ねでございますけれども、われわれといつたしましては、七月のデータをとることが一番結果においていいものと考えた次第でございます。そこで、さいせんからも、しば／＼、七月にさう上つておるのに、なぜ今まで延ばしておるかと言われるのでありますけれども、七月のデータは九月の終りでなければわからないことでありまして、その点については御了承を願へると思つております。

○松澤委員 重ねてお伺いしますが、人事院は絶えず給與が適正であるかどうかといふことは調査している。研究してはいるとおつしやるのですから、四月なら四月にどれだけ給與と物価との關係、もしくは民間給與と政府職員との給與との關係がずれて來ているかといふことは、三月ではどうだ、四月では

どうだといふことが、はつきりわかつておるはずであります。人事院が六千三百円のベースをとつた基準が、昨年の七月であるから、今年の七月をとつた、こういうふうにお考えになつておる。これも一つの考え方かもしれませぬが、この二十八條の規定によりますと、百分の五以上増減があつたときといふことになつておるのでありますから、一月ではどうだ、二月ではどうだ、三月ではどうだといふことを、きちつと計算して行つて、さうして百分の五以上増減があつた場合には勧告しなければならぬ。こういうことになると私は了解する。あなたが昨年の七月が基準だつたから、今年の七月の数字をとるのだとおつしやることは、私は受取りかねるのであります。

○瀧本政府委員 人事院といつたしましては、絶えず研究はいたしてあります。しかし国家公務員法の第二十八條によりまして、百分の五以上増減する必要が認められるときは、ということになつておまして、CPSあるいはCPI、あるいは毎月勤労統計の上昇が、かりにCPS第一〇%あるいは二〇%になりましたら、それでただちに勧告の必要があるといふふうに認めるかどうかといふことは、これは、人事院の判断にあるのであります。

○松澤委員 それはよくわかるのですが、私は物価が上つたからといつて上げろといふことを言つたのではない。それでは重ねてお伺いしますけれども、本年の三月はどうかあつたか、変更する必要がないかどうか、あるいは本年の四月になつては、まだ百分の五以上増減する必要がなかつたかどうか。そういう点を数字によつて詳しく

説明していただければ、人事院が怠慢であつたかどうかということが、すぐ判断できるものであります。

もう一つの問題は、民間給與との問題であります。これは明らかに私は、今年の七月においては二千万の開きがあると思つておる。物価の点はそれよりもよい。たゞ物価が上つても、O P S 上つても、給與を百分の五以上変更する必要がない。さういふことなら、それでよろしい。しかし民間給與との関係において、高からず、安からずという、さういふ原則が確立されておるとするならば、その関係において、民間給與とは三月においてはどれだけの開きができた。五月にはどれだけの開きができたというのを考えて行かなければならない。この点はどうですか。

○**淺井政府委員** その問題でございますが、今日ここにその数字がございません。そこで、これは実は勧告が出ましたときに、付属の資料の中には精密なものがあるわけでありまして、そのときまでお待ちを願えれば、はつきりわかると思つておる。その点は、今でなく、後刻でもひとつお答え申し上げます。

○**松澤委員** そういう資料を持つていらつしやらなければ、議論にならぬ。一月にはどうであるか、あるいは三月にはどうであるかということ、瀧本給與局長が読んでくだされば、われわれは納得するのです。それがなくて、主観的に、上つていないとか、あるいは百分の五以上増減する必要がないと思つておることを言われるだけで、われわれは信用できない。だから給與局長が資料を持つて来て、一月は

こうでありますから、あるいは三月はこうでありますからということ、言つていただければ、われわれは納得するのです。

○**淺井政府委員** 持つていないというのは、ないという意味ではございませぬ。今この席上にはありませんから、後刻ひとつ……。

○**赤松委員** 私どもは、令ないものをお目にデーターを出せとは言ひませぬけれども……。

○**星島委員** 赤松君、まだ発言を許してありません。松澤君よろしいですか。——それは赤松君。

○**赤松委員** 松澤君のさつき数字は、後刻ひとつちやんと出していただきます。

私は大屋運輸大臣にお尋ねいたしまして、近々国鉄の運賃の問題に關して、仲裁委員会から裁定案が出て来ると伺つておりますが、政府といたしまして公式に御答弁をお願いしたい。その仲裁案が出た場合に、政府として、運輸大臣として、どのような態度をおとりになるかということをお答え願ひたい。

○**大屋國務大臣** ただいま赤松君の御質問ですが、仲裁委員会から出ました案であるか、あるいはそれを必要としないかによつて政府の見解が違つておる。これはもちろんですが、そこで予算的措置を伴うような仲裁案が出た場合には、はたして政府としましてどういふ態度をとるかというところは、その金額、内容というふうな点が出てみまないとわかりませんが、基本的の観念としましては、法文の十六條に書いてありますから、あの

趣旨に従つて政府はやる。これは自明の理であります。内容次第で、出て見た上でないといふ法的にどういふ措置をとるか、あの法文の精神通りに実行することはこれは間違いないといふように考へております。

○**赤松委員** きわめて名答弁をいただきました。ありがとうございます。

私のお尋ねしておるの、もとより公企法に規定されておるが、それは十分承知しております。しかしこれは予算的措置が伴うことはきまつておる問題なんです。ただ問題は公企法の規定するところの仲裁委員会の裁定案が出た場合に、それを十分尊重して、さうしてその裁定案に沿つて、さういふ心構えを持つて、予算的措置を講ずる考へがあるかどうか。さういふことなんです。

○**大屋國務大臣** 赤松君、それが非常にむづかしいところとして、簡単に言つてさういふことです。これ以上いかに何でも今ちよつと申し上げられぬのです。つまり早い話が、公共企業体の職員は公務員ではないのですが、やはりたゞいま委員会の問題になつておる勸告するか、しないかという公務員の方との関連も考へねばなりませんし、それからまた国鉄がトップを切つて仲裁案が出て、忙しき措置をいたしますことは、民間の方との関係もありません。出た内容を見まさんと、やはりさつきと同じように具体的にどういふ措置を、私が講ずるかということとはよくわからぬと思つておる。

○**赤松委員** いや、事態が大體明瞭になつて来ました。さうするとさういふふうな理解しておいてよろしゅうございませうか。出て参りましたその裁

に参るのに非常に不便を感じるのではありません。近い方は運賃がかからないので毎日陳情に来られるが、遠いところは非常に困難を感じる。それで俸給の方に影響しない方法でどうか五段か六段くらいに運賃を分けて、そうして九州・北海道方面を安くするようなことにしたい。この点について

○大屋國務大臣 今の御質問はその趣旨は私どもも御同感でありまして、今来年四月一日から高橋君の御趣旨のようなことをやろうと考えております。さよう御了承願います。

○松澤(兼)委員 百二條の問題をおいとおいと御質問申し上げたいと思いが、さしあつて大学教授の問題をお伺いしたいと思います。

最近大学の中におけるいわゆる進歩的教授を追放するということがあるのであります。これは本会議でいろいろ質問してみたのですが、その法的根拠がどうも私にはつきりわからない。しかも勸告を受けていながら、勸告に従わないで、やはり現職にとどまつていくというようなことは、大学教授の勸告拒否の問題に関連して、任命権者としての政府及び人事行政を取扱つている人事院としての立場が、非常に困りになるじやないか。いろいろな勸告をして、しかもそれが実行されないという事であれば、これは将来人事運営に対して非常に大きな暗影を投げかけるのじやないか、こういうふうにかけるのですが、大学教授の追放がどうあるのか、大学教授の追放がどうあるのか、これは人事院としてお考えになつた場合に、適当な処置であるかどうか。あるいは救済の方法はどう

いうふうになつておるのか。この点についてお伺いしたい。

○淺井政府委員 大学教授の問題でございませぬけれども、これは国家公務員法附則第十三條の特例といたしまして、教育公務員特例法というものができておりますために、一応人事院の管轄から離れておるような形になつておるのでございませぬ。直接これは人事院としてやつておられません。これは教育委員会でございますか、あるいは大学それ自体でございますか、いろいろその行政方面が違つておるのでございませぬ。ただ国家公務員という身分を持つておることはお示しの通りでございます。ただ国家公務員による政治活動の規則が、国家公務員たる大学教授等にも適用されるという事は間違ひございません。そこで人事院といつたしましては、この規則が大学教授の方へ濫用せられるようなことがあるという事は、非常に心配をいたしております。もちろん大学教授だけに濫用を心配しておるのではなくて、全部でございませぬけれども、新憲法にきめられた学問の自由というやうなことが、こういう規則によつて侵されることのないように、十分注意をいたしております。そこであの規則の中でも、違反事項については、人事院として報告義務を任命権者に課しております。これにつきまして一、二の事件についてすでに報告を受けたものがございませぬ。もしこの点をお尋ねでありますれば、後刻またお答えしてもよろしくございませぬけれども、ただいままでのところ、あの人事院規則によりまして辞職せしめられた者はないように思つております。これはおそろく違つた事由による

ものだらうと思つております。

○松澤委員 百二條によつてやられていない。そうすると、その他の法律によつてやられておるということでありませぬが、報告のあつたケースについて、どういふ法的な根拠によつて行われたかということをお示し願ひたい。

○淺井政府委員 ただいま手もとに持つておられませんから、後刻それを御報告申し上げますが、報告の参りましたのもごくわずかであると思つております。あれはどういふ理由でもつて辞職を勧告いたしておりますか、少くとも人事院規則ではないと思つております。

○松澤委員 では重ねてお伺いします。そういったしますと、不利益な取扱ひを受けた救済という点では、明確に国家公務員法の救済規定が適用される。こういうふうな解釈によつてよろしくございませぬか。

○岡部(史)政府委員 お説の通りでございます。

○松澤委員 それについてその不利益処分を受けたその救済を要求したという事例はございませぬか。

○岡部(史)政府委員 後に詳しく調べて御報告申し上げますが、私の知つておる限りでは、今のところないと思つております。

○松澤委員 そこで教育公務員特例法に基いて、処分されているだらうというお話であります。人事院総裁として、どういふ方法で一部の教授が辞職を勧告をされる。あるいは勸告をされて辞職をした、及びそれを拒否したということのために、いわゆる人事運営の系統がはなはだしく乱され

ているということをお考えになつていらつしやるかどうか。

○淺井政府委員 大学教授の一部に対してしまして、人事院規則が濫用せられるというやうな事については、人事院としては重大な関心を持つておりました。人事院といたしましては国家公務員を保護するという立場から、この問題についても決して忘れるものではないと確信をいたしております。

○星島委員長 それではお諮りいたしますが、本日は本会議がありますから、この程度でとどめまして、次会は明十九日午前十時より質疑を続行したいと思ひますが、これに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○星島委員長 御異議なしと認めます。それでは本日はこれにて散会いたします。午前十一時五十八分散会